

求人申込書

フリガナ		カブシキガイシャ ジェイテクトアイティカイハツセンターアキタ			
事業所名		株式会社ジェイテクトIT開発センター秋田			
所在地		〒 010-0001 秋田 県 秋田 市 中通4丁目2-7 日本生命秋田中央通ビル3階			
代表者名		今井 深見			
連絡先	電話番号	018-827-6767		FAX番号	なし
	Eメール	somul@jtektita.co.jp			
	担当者	部署	総務課	氏名	信太(しだ)
ホームページ		https://www.jtekt-ita.com/			
事業内容・会社の特徴		未来のクルマづくりのためのソフトウェア開発会社。電動パワーステアリング、ドライブライン製品の組み込みソフトウェア開発を設計～評価までを行うなど、本社のコア技術開発業務を担います。 トヨタグループ主要13社である(株)ジェイテクトの完全出資子会社。自動車の「曲がる」「止まる」を担う重要な機能部品、電動パワーステアリングでは世界シェアNo.1を誇ります。			
従業員数		当勤務事業所	63 人	企業全体	63 人
求人内容	勤務場所	所在地同上			
	受動喫煙対策	なし・あり(屋内禁煙・喫煙室設置(その他) (入居ビル内に喫煙室あり))			
	職 種	ソフトウェア開発職 ※派遣の場合は(派)、請負の場合は(請)を職種名の先に表示ください。			
	年 齢	不問 ・ 才～ 59 才 (省令 号)			
	職務内容	次世代自動車の電動パワーステアリング等、自動車部品用・組込ソフトウェア開発、ソフト設計※CASE含む 【具体的には】 次世代自動車を中心とした電動パワーステアリング等、組込ソフトウェア開発・ソフト設計からレビューまで ●使用言語:C言語、C#、C++、Java、ASM、等			
	求人数	10 人	学歴(履修科目)	高専卒・大学卒・大学院卒	
	必要な経験	補足事項に記載		定年制	有(60歳)
	必要な資格	不問		再雇用	有
	求人内容の補足事項	以下、一つでも当てはまる方は大歓迎です。 ●情報系・電気電子系の学科卒業 ●何らかのプログラミング経験(Webオープン、汎用機など、制御ソフト以外の分野も可) 《業界未経験者、多数活躍中》			
	勤務条件	給 与A	(月給) 日給 時給 年俸 その他 ()	185,000 円～	462,000 円
毎月定期的に支払われる手当B			手当		円
			手当		円
			手当		円
固定残業代C		(なし)・あり(円～ 円)	※時間外労働に応じて別途支給		
毎月の賃金 A+B+C		185,000 円～ 462,000 円			
通勤手当		全額 ・ 実費 (円) ・ (その他) (弊社給与規準に応じて支給)			
その他の手当		資格手当、家族手当、家賃補助等			
賞与		(前年度実績) 年 2 回 計 4.8ヶ月分	または	万円～	万円
月平均労働日数		20.3 日	昇給	年 1 回	
雇用期間		定めなし・その他 ()	試用期間	なし・あり(3ヶ月間)	
勤務時間		8:30 ～ 17:15	交替制有りの場合	～	～
時間外労働		なし・あり(月平均 20 時間)	裁量労働制	なし	あり(時間働いたものとみなす)
休憩時間		午前 分・ 昼 60 分・ 午後 分	合計	60 分	
休日		完全週休二日制(土日)、夏季、年末年始、ゴールデンウイーク	年間休日	121 日	
マイカー通勤	(可) ・ 不可 (駐車場 有(無)) (自己負担(有) 無)				
加入保険等	(雇用) (労災) (健康) (厚生) 財形 厚生年金基金 退職金共済 (退職金制度) (勤続 2年以上)				
住 宅	寮 社宅 ・ 賃貸住宅斡旋可 ・ (特になし)				
勤務条件の補足事項	フレックスタイム制度(コアタイム無し)				
選考	選考方法	(書類選考) ・ (面接2回予定) ・ (その他)(WEB適性検査、筆記試験あり)			
	面接場所	(勤務場所) ・ (その他)(東京、名古屋等も可)			
	応募書類	(履歴書) ・ (職務経歴書) ・ ジョブカード ・ (その他)(紹介状)			
	採否決定	最終面接から 10 日以内			

(注) 該当する項目は○で囲ってください

受理日

2022/10/27

受理番号

01022-10003

様式第1号(第4条関係)

求人票裏面

事業所様記入欄

事業所名

株式会社ジェイテクトIT開発センター秋田

I 年齢制限について

募集・採用の際に年齢制限をする場合は、下記のいずれかの例外事由に該当することが必要です。

求人票で、年齢制限をされた場合は、下記の「例外事由」の該当する箇所に丸印をつけてください。

例外事由

- 1号 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 2号 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
- 3号のイ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のロ 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のハ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- 3号のニ 60歳以上の高齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活用しようとする場合に限る)の対象となる者に限定して募集・採用する場合

II 青少年の保護について

若者の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、若者の適職の選択並びに職業能力の開発および向上に関する措置等を総合的に講ずる「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が、平成27年9月18日に公布され、同年10月1日から順次施行されていることに伴い、次の点にご留意ください。

① 求人票不受理について

一定の労働関係法令違反があった事業所の求人を一定期間不受理とすることとなります。

② 青少年雇用情報の提供

求人申込みにあたり、次の情報の提供が努力義務となります。

- 1) 募集・採用に関する情報
- 2) 職業能力の開発および向上に関する取組の実施状況
- 3) 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

※詳しくは厚生労働省のホームページより、「青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)について」の

「ハローワークでは労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受けません！」をご確認ください。

秋田市移住定住無料職業紹介所